

海区漁業調整委員会について

1 目 的

漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構であり、海面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としている。

漁業法第 136 条、地方自治法第 180 条の 5 に基づき設置されている行政委員会。

根拠法令

【漁業法】

(漁業調整委員会)

第 134 条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(設置)

第 136 条 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定めたときは、これを公示する。

【地方自治法】

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、下の通りである。

1. 教育委員会
2. 選挙管理委員会
3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
4. 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより 都道府県に置かなければならない委員会は、下の通りである。

1. 公安委員会
 2. 労働委員会
 3. 収用委員会
 4. 海区漁業調整委員会
 5. 内水面漁場管理委員会
- 以下略

2 主な活動内容

(1) 行政庁の諮問機関として調整、答申等を行う。

…… { 漁業権の免許について
漁業法等に基づく行政庁の基本計画について
県漁業調整規則の制定、改廃について

(2) 漁業に関する制限、禁止等について「委員会指示」を行う。

(3) 漁業許可等の取扱いについての方針等を決定する。

(4) その他漁業調整に関する協議を行う。

3 委員会指示とは（漁業法第 120 条）

- ・委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止又は解決を図るなど「漁業調整」のために関係者に対し必要な指示をすること。
- ・委員会の協議のみで指示をすることができ、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動される。
- ・採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「……すべし」という義務も課しうる。
- ・委員会指示違反ということでは、なんら罰則はなく、指示に従わない者がいるときは、委員会

が知事に対して、その者に指示に従えという命令（「裏付け命令」と呼ばれる。）を出すように申請し、知事がそれを受けて裏付け命令を出したのに、なおも指示に従わないときに、その者は知事の裏付け命令違反として罰則が課せられる。

- ・知事は委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときはその全部又は一部を取り消すことができる。

（参考）第23期鳥取海区漁業調整委員会委員について

任期：令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

委員定数：10名（漁業者・漁業従事者委員6名、学識経験委員3名、中立委員1名）

報酬日額：鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 第2条により規定

会長 17,800円 委員 15,800円

根拠法令

【漁業法】

（所掌事項）

第135条 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

（構成）

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

（委員の任命）

第138条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 委員の定数は、十五人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、十人）とする。ただし、十人から二十人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができる。
- 3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 1 年齢満十八年未満の者
 - 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）が委員の過半数を占めるようにしなければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。
- 7 都道府県知事は、第五項に定めるもののほか、第一項の規定による委員の任命に当たっては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
- 8 都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
- 9 都道府県知事は、第七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない場合における第一項の規定による委員の任命に当たっては、第五項及び第七項に定めるもののほか、内水面における漁業に関する識見を有する者が含まれるようにしなければならない。

【漁業法第 138 条第 2 項の農林水産大臣が指定する海区】（令和 2・7・8 農告 1279）
漁業法第 138 条第 2 項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定する海区を次のように定める。
秋田、・・・（略）・・・、鳥取、（以下、略）

第 139 条 都道府県知事は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

（兼職の禁止）

第 140 条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

（委員の辞任）

第 141 条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

（委員の失職）

第 142 条 委員は、第百三十八条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

【地方自治法】

第 180 の 5 （略）

2～5 （略）

6 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

8 （略）

（委員の任期）

第 143 条 委員の任期は、4 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

（委員の罷免）

第 144 条 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員会の会議）

第 145 条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第 146 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

4 令和7年度の開催予定

時期	予定議案
5月下旬	・ぶり TAC の県方針への追加、ぶり TAC 配分案の諮問 ・特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和7管理年度の知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問） ・全国海区漁業調整委員会連合会総会の報告
10月	・漁業権漁業の資源管理状況の報告 ・県外者に対する令和8年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の許可取扱方針について（協議） ・県外者に対する小型いかつり漁業の新規の許可等に係る制限措置等について（諮問）
12月	・鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじ、かたくちいわし及びまだいの令和8管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問） ・全国海区漁業調整委員会日本海ブロック会議について（報告） ・広域漁業調整委員会について（報告） ・小型定置網漁業（泊地先）の新規の許可及び有効期間短縮に係る公示案について
3月	・くろまぐろの令和8管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問） ・するめいかの令和8管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問） ・特定水産資源くろまぐろの令和8管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問） ・特定水産資源するめいかの令和8管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問） ・新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問） ・すくい網漁業の操業に関する委員会指示について（協議） ・日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

海面漁業権について

1 漁業権の法的性質（漁業法第 60 条、69 条、77 条）

（１） 漁業権とは、知事の免許（権利の付与）により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。

（２） 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 海面漁業権の種類

（１） 共同漁業権（存続期間：令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 5 年 8 月 3 1 日まで 1 0 年間）

一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利。

- ・ 第一種共同漁業権：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業権
- ・ 第三種共同漁業権：特定海面において営む地びき網漁業等を行う漁業権

（２） 区画漁業権（存続期間：令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで 5 年間）

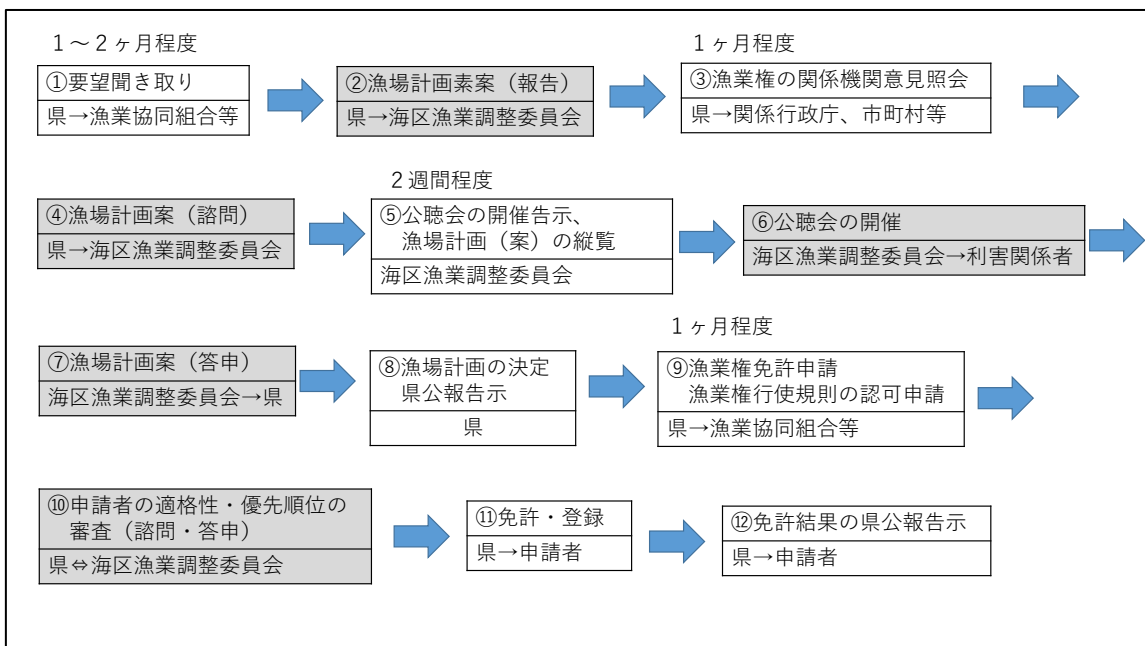
一定の区域において養殖業を営む権利。

- ・ わかめ養殖、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖など

（３） 定置漁業権（存続期間：令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで 5 年間）

設置水深が 2 7 m 以深の定置網漁業を営む権利

3 漁業権免許手続きのしくみ



鳥取県海面の漁業権の免許状況(令和5年9月1日時点)



【海藻の漁業時期】

- ・ わかめ: 2/1～6/30
- ・ てんぐさ: 6/6～8/31
- ・ あまのり: 11/1～5/31
- ・ もずく: 2/1～8/31
- ・ えごのり: 7/21～8/31
- ・ くらも: 2/1～6/30
- ・ あかもく: 3/1～5/31
- ・ ひじき: 4/1～6/30

【規則による制限】

- 殻長等の制限
- ・ あわび: 殻長9cm以下
- ・ さざえ: 殻蓋(へた)の長さ2cm以下
- ・ こたまがい: 殻長3cm以下
- 禁止期間
- なまこ: 5/1～8/31(中海海域及び境界水道に限る)

【漁業権又は組合員行使権の侵害】100万円以下
の罰金(親告罪)

番号	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類	漁業時期	漁業権者(漁協) ／漁場の位置(区画・定置)	存続期間
①	1号	第一種 共同	わかめ	なまこ	鳥取県、田後／岩美町、鳥取市福部町	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日
②	2号		わかめ	なまこ	鳥取県／鳥取市(福部町、青谷町を除く)	
③	3号		わかめ	なまこ	鳥取県／鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	
④	5号		わかめ	なまこ	鳥取県、赤崎町／琴浦町、大山町、米子市淀江町	
⑤	6号		わかめ	なまこ	米子市／米子市(淀江町を除く)	
⑥	8号		わかめ	なまこ	鳥取県／境港市	
⑦	1、2号	第一種 区画	藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	鳥取県／岩美町東漁港内	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日
⑧	3号		藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	田後／岩美町田後港内	
⑨	4号		藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	鳥取県／鳥取市福部町岩戸漁港内	
⑩	5、6号		藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	鳥取県／鳥取市気高町船磯漁港内	
⑪	7号		貝類垂下式養殖業	周年	鳥取県／鳥取市気高町船磯漁港内	
⑫	8号		魚類小割り式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く。)	周年	鳥取県／鳥取市青谷町長和瀬漁港内	
⑬	9号		藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	鳥取県／湯梨浜町泊漁港内	
⑭	10、11号		藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	鳥取県／大山町平田漁港内	
⑮	12号		藻類垂下式養殖業	10/21～4/30	鳥取県／大山町平田地先	
⑯	13号		魚類小割り式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く。)	周年	鳥取県／境港市地先	
⑰	14号		貝類垂下式養殖業	周年	鳥取県／境港市地先	
⑱	1号	定置	雑魚定置漁業	周年	鳥取県／大山町御来屋地先	

※ 第一種共同漁業の漁場の区域 距岸1,500mもしくは距岸2,000mまでの区域及び海士島周囲200m内の区域(ただし、鳥取県内、鳥取空港付近、泊漁港内、赤崎港内、淀江漁港内を除く)
※ あわび、なまこは特定水産動植物に指定されており、知事許可を受けている場合、漁業権又は組合員行使権に基づく場合等を除き、採捕禁止(罰則:3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金)

委員会指示について（漁業法第 120 条）

1 目的

- ・委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止又は解決を図るなど「漁業調整」のために関係者に対し必要な指示をすること。

2 指示の発動方法等

- ・委員会の協議のみで指示をすることができ、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動される。
- ・採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「……すべし」という義務も課しうる。
- ・知事は委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときはその全部又は一部を取り消すことができる。

3 罰則等

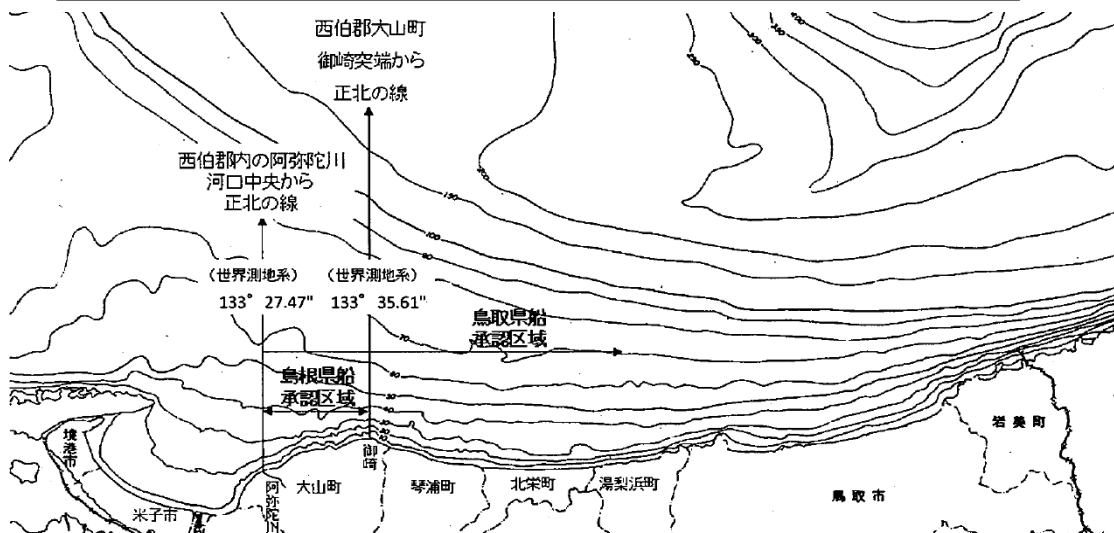
- ・委員会指示違反に対して罰則はない。以下の手続きを経て罰則が課せられる

- ①指示違反者がいるときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令（「裏付け命令」と呼ばれる。）を出すように申請。（漁業法 120 条第 8 項）
- ②知事がそれを受けて裏付け命令を発出。（法 120 条第 11 項）
- ③裏付け命令を出したのに、指示に従わない場合、その者は知事の裏付け命令違反として罰則が課せられる（法 191 条）

4 委員会指示内容

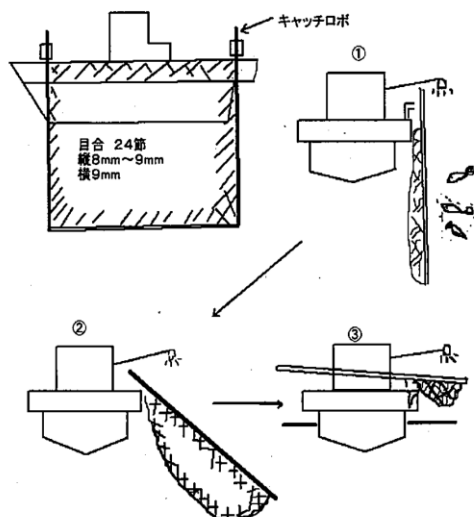
（1）すくい網漁業の操業に関する指示

- 内容：○阿弥陀川以東の操業は、海区の承認が必要
 ○島根県船は漁獲実績がある者、操業区域は御崎以西
 ○操業期間 5/1～9/30
 ○使用船舶 総トン数10トン未満漁船
 ○指示期間 1 年間



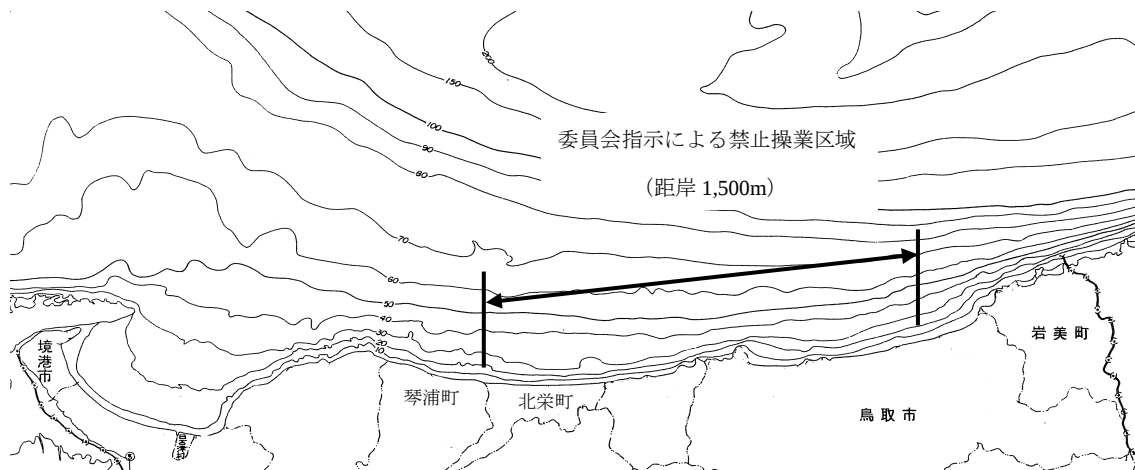
すくい網漁業とは

魚群に（主にイワシ）の密集している場所に漁船を持っていき、集魚灯を使用して魚群を水面に浮き上がらせて魚群を油圧式漁撈機械（キャッチロボ）ですくい獲る漁法。



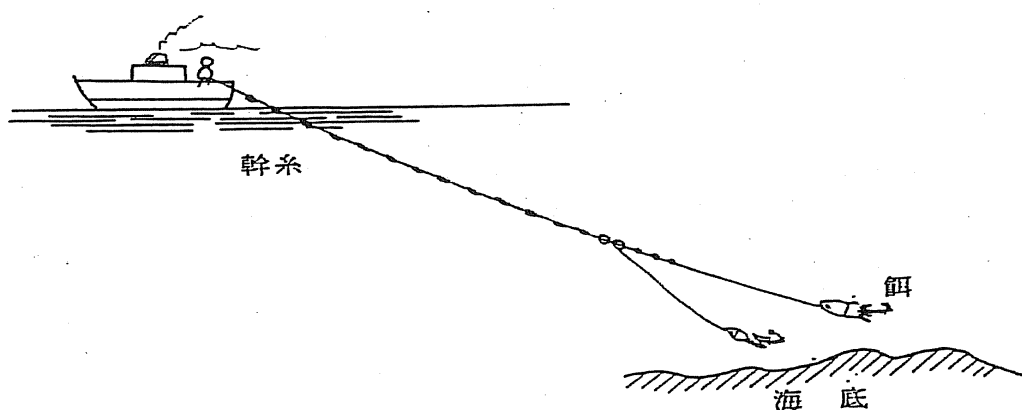
(2) ひきなわ釣漁業の委員会指示について

6月1日から8月31日までの間、鳥取市浜坂から北栄町間の距岸1,500メートル以内の海域でのひきなわ釣漁業の禁止。ヒラメ等の小型魚の資源保護を目的に、昭和63年度に小型機船底びき網（えびけた網）漁業許可の制限又は条件の改正とあわせて、ひきなわ釣漁業の操業を制限する委員会指示を開始。



ひきなわ釣漁業とは

漁船の後方から、餌あるいは疑似餌（ルアー）を投縄し、これを曳航することにより水産物を獲る漁法（トローリングに同じ。）



(3) きじはたの採捕の制限に関する指示について

1) 指示内容

鳥取県海面において船舶を使用して全長 27 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。また、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

2) 指示期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

3) 指示後の対応

- ・告示された委員会指示を各漁協、遊漁船業者、鳥取県（漁業調整課、水産振興課、境港水産事務所、栽培漁業センター、水産試験場）、島根県（水産課、島根海区漁業調整委員会）、兵庫県（但馬水産事務所、但馬海区漁業調整委員会）に周知。
- ・遊漁船業者には、チラシ・ポスターもあわせて配布。
- ・釣具店、ボートパークへも、チラシ・ポスターを配布。

(参考) 配布したチラシ



資源管理協定に基づく自主的管理について

令和 7 年 4 月 2 4 日
漁業調整課

- ・漁業者が各地区で自主的に行っていた資源管理計画は、漁業法の改正に伴い令和 6 年 1 月 1 日から資源管理協定に移行されました。
- ・資源管理協定は漁業種類ごとに作成し、各地区（漁協）の漁業者が参画するよう整理しました（79 計画から 14 協定へ整理）。
- ・資源管理協定での漁業者の自主的な資源管理の取り組みは、休漁日等これまでの資源管理計画を踏襲しています。
- ・漁業収入安定対策（積み立てぷらす等）の加入要件は、資源管理協定への参加が必要となります。

1 資源管理計画の終了および資源管理協定への移行

- ・漁業法の改正に伴い、従来の資源管理計画から資源管理協定へ移行することとされ、資源管理協定は令和 5 年末までに移行完了するよう準備を進めてきました。
- ・資源管理協定は漁業者間の協議がすべて整い、令和 5 年 12 月 27 日に鳥取県により認定され、令和 6 年 1 月 1 日から施行されました。
- ・資源管理協定は漁業種類ごとに作成し、各地区（漁協）の漁業者が参画するよう整理しました（14 協定）。

2 資源管理協定の内容

- ・資源管理協定は、漁業者の資源管理における自主的な取り組みを取り決めているものです。
- ・資源管理協定の内容は、休漁日の設定などこれまでの各地区の資源管理計画が基本とされています。
- ・各漁業者の資源管理の取り組み状況は、鳥取県資源管理協議会において確認します。
- ・協定違反者には漁業収入安定対策事業（積み立てぷらす）が受けられなくなるペナルティーがあります。

3 各地区における資源管理協定への参加状況

- ・これまで資源管理計画に参加していた漁業者は、そのまま資源管理協定に参加しています。
- ・新たな資源管理協定として、こういかかご網を追加し、5 地区から 29 名の参加者がありました。
- ・資源管理協定は、各地区で代表漁業者を選出していただき、参加漁業者の一番多い地区の代表者を協定代表者としました。

【参考（漁業法抜粋）】

（協定の締結）

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

2 略

【参考（漁業種類と資源管理対象魚種）】

漁業種類	資源管理対象種
①一本釣り、曳縄釣り	まあじ、ぶり、まだい、ひらめ、さわら、きじはた
②こういかご網	こういか
③かわはぎ類かご網	かわはぎ類（かわはぎ、うまづらはぎ）
④小型機船底びき網（えびけた網）	ばい、まだい、ひらめ、むしがれい、きだい、ちだい、めいたがれい類（めいたがれい、ながれめいたがれい）、かわはぎ類（かわはぎ、うまづらはぎ）
⑤定置網	まあじ、まさば、ごまさば、ぶり、まだい、ひらめ、さわら
⑥刺網	まあじ、さざえ、ぶり、まだい、ひらめ、さわら、ちだい
⑦採貝・採藻	あわび類（くろあわび、めがいあわび）、さざえ、いわがき、なまこ類（まなまこ、あかなまこ）
⑧しいら漬け	しいら
⑨いわし船曳網	かたくちいわし、しらす
⑩小型いか釣り	するめいか、けんさきいか
⑪たこつば	たこ類
⑫とびうおまき網	とびうお類（ほそとびうお、つくしとびうお）
⑬ばいかご網	ばい
⑭あかいか樽流し	そでいか（あかいか）

※これ以外にも、くろまぐろの資源管理協定を定めています。

【各地区における協定参加人数】

	①一本釣り、曳縄釣り	②こういかご網	③かわはぎ類かご網	④小型機船底びき網（えびけた網）	⑤定置網	⑥刺網	⑦採貝・採藻	⑧しいら漬け	⑨いわし船曳網	⑩小型いか釣り	⑪たこつば	⑫とびうおまき網	⑬ばいかご網	⑭あかいか樽流し
浦富	1				1		1							
田後										8		1		
網代港	7									8				
賀露	24	13	17	16		6	6			22			8	24
酒津	9	1	3			5	3			5			1	5
浜村	8	4	1			5	3	1		8			2	2
夏泊	10	10	7		1	10	6			9			4	10
青谷	6		5			6	4			11		1		6
泊	4	1	1	1	1	10	4			11				9
赤碕	23			5		17	8	1		12		1		
中山	24					14	16							
御来屋	21				1	21								
淀江	36				1	19	10			15	5		6	
境港				15		5	8		3	12				
合計	173	29	34	37	5	118	69	2	3	121	5	3	21	56

※参加人数は、協定の認定時現在。